平成２７年（フ）第１８８号
千葉県野田市七光台204―９
債務者　石井　牧也
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８９号
千葉県野田市七光台204―９
債務者　石井　千江
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２００号
神奈川県相模原市南区東林間８丁目22―40
債務者　安本　成男
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１号
東京都豊島区西池袋２丁目25―13―102
債務者　池田　達也
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０９号
千葉県船橋市芝山３丁目10―２―413
債務者　佐藤　義和
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６号
東京都板橋区双葉町36―９―602
債務者　畑中　克枝
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９号
東京都新宿区北新宿３丁目６―２―102
債務者　山本　信一
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０号
東京都豊島区上池袋３丁目25―８―205
債務者　渡部　和徳
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３号
東京都豊島区巣鴨４丁目22―７―402
債務者　山口さやか（旧姓黒岩）
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７号
東京都足立区梅田５丁目15―14
債務者　成田　和芳
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０８１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目３番７号
債務者　小松みどり
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１０号
沖縄県沖縄市松本２丁目27番７号
債務者　比嘉　武一
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１８８７号
東京都港区新橋４―19―４　コンシェリア新橋903、住民票上の住所東京都大田区新蒲田３丁目７―19―103
債務者　伊藤　　啓
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１２０号
東京都中央区佃２丁目18―12―304
債務者　玉井　淳子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６０７号
東京都板橋区前野町２丁目28―６―101
債務者　矢野　利枝
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部